

メディアにおける差別表現問題の現況と課題

小林 健治

1 はじめに：差別表現に対する取り組みと抗議の目的

1980年代の初めごろ、メディア（主にテレビ・新聞・出版）における差別表現問題に取り組み始めてから40年近く経つ（2000年までは部落解放同盟の担当者として。）

当初は主として、部落差別にかかわる表現上の問題について、メディアに申し入れや抗議文を送致し、問題解決と再発防止に向けた話し合いの場を持ち、差別の現実を訴え理解してもらうことに重点を置いていた。これは今でも変わらないメディアに対する差別表現抗議活動の目的である。差別語・差別表現に投影され内在している社会的差別の実態の解明と理解、そしてその撤廃こそ、抗議の主たる目的だからである。

抗議対象は、直近の放送や新聞・出版物に限らず、再放送された古い映画やテレビドラマ、そして辞書（1960年代より版を重ねているもの）、復刊されている明治期以降のすべての出版物であった。「問題表現、差別表現ではないか」との指摘は、部落解放運動に関わっている人たちからが多かったが、一般の視聴者及び読者からの通報も少なくなかった。

抗議はもっぱらメディア＝媒体に向けられた。それは、表現者が私的な空間や日記などで差別的なことを発し書く行為とは違い、それを公共圏のテレビ・ラジオで発信し、新聞・雑誌・単行本に掲載したメディアの社会的責任が、第一義的に問われるからである。

発言者、執筆者に対しては、メディアへの抗議と話し合いが終わったのちに、メディアの関係者と共に話し合いの場を持ち、差別問題への理解を深め、以後差別撤廃に向け社会的影響力を発揮するよう、二義的に要請することで終わる。

延べ500件近い差別表現問題に取り組んできたが、多くの場合、差別表現を行った発言者や執筆者に主観的な悪意や差別意識の自覚は薄く、差別の実態をよく知らず、ついうっかり、何気なく発言し、書いている場合がほと

んどだった。

抗議はまず、何が、なぜ差別表現（被差別者の人権を傷つけ侮辱する表現）なのかについて明確にするとところから始まる。その表現が、現にある社会的差別を容認し、固定化し、助長（再生産）する役割を果たしているから抗議していることの説明。

ここで大半のメディア関係者が、差別の実態についてほとんど知らず、無頓着であることが明らかになる。差別の現実について学ぶことの重要性を痛感させられる。

同時に、被差別者が抗議したから、その表現が差別表現とされるのではないこと。つまり「足を踏まれた者の痛みは、踏まれた者にしかわからない」式の、思考停止的、一方通行的な抗議ではなく、第三者から見ても許されない差別表現であることの客観的、媒介的論証。

日本国憲法第14条や国際的な人権基準である人種差別撤廃条約、国際人権規約など、さまざまな差別禁止の国際人権条約が、抗議の正当性と客観性を担保している。

「何が差別・差別表現かは、すぐれて客観的なもので、時代と共に変化する社会意識（社会的価値観）のなかに判断基準がある」。つまり「被差別者の主観のなかにあるのではなく、客観的な社会的文脈のなかに存在する」[小林, 2016:292]。

ただし、「踏まれた痛み」を知る被差別者の研ぎ澄まされた感性が、直観と感情によって差別を見抜き、告発してきたことも歴史的事実としてある。

2 差別表現糾弾の原理

ではいったい、差別表現とは何か、何をもって差別表現として抗議し、糾弾してきたのか。歴史をたどって見ていきたい。

1922（大正11）年3月3日、歴史的な全国水平社の創立大会が京都・岡崎公会堂で開催された。同情融和的な官製運動ではなく、「我々特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」ことを綱領に掲げている。この大会で採択された水平社宣言は、日本で初めての人権宣言として知られている。その冒頭で「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」と檄を飛ばし、「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」と、先の綱領と同じく「特殊部落民」「エタ」（穢多）という、きつい差別語を使って差別撤廃を高らかに宣言している。

差別語・差別表現問題にとって重要なのは、大会決議第一項である。

「吾々に対し穢多及び特殊部落民等の言行によって侮辱の意志を表示したる時は徹底的糾弾を為す」。

以降、この決議第一項に依って差別的言辞、行為に対し、全国水平社による徹底糾弾闘争が展開されたのである。

当時、年間 1000 件を超える糾弾闘争が行われたことからわかるが、差別言動は今とは比べものにならないほど日常茶飯事だった。このころの水平社は、「差別は遅れた前近代的な封建的意識にとらわれた個人に起因する」という認識のもと、差別が社会的で構造的なもので、権力によって作られ、維持、再生産されているという理解が弱く、差別的言動に現れた個人の遅れた意識を徹底糾弾することによって差別撤廃を実現できると考えていた。

さらに、当時の差別言動は、今でいうヘイトスピーチ（差別的憎悪煽動）と同じく、目的意識的で攻撃的な主観的意図をもち、被差別部落と出身者に対する言葉による暴力であった。差別は社会悪であり、許されないという建前が表向きは存在した新憲法下の戦後社会とは違い、半ば公然と差別的言動が行われていた社会であった。

そうした状況下で水平社結成前夜に起きた一大メディア糾弾闘争が、1916（大正 5）年「博多毎日新聞社差別事件」（現在の毎日新聞とは無関係）である。同年 6 月 17 日付の紙面に、「人間の屍体を原素に還す火葬場の隠亡」「穢多は死骸となっても別な扱いを受ける」との差別記事が掲載され、憤激した青年を中心とする福岡博多の被差別部落民衆が、怒りに燃え、大挙して新聞社に抗議行動（襲撃）を展開、350 人余が逮捕される事態となった。当時の知識人層を代表する新聞でさえ、差別を意識的に行っていたのだから、市井における差別言動の激しさは、論を俟たない。

3 「侮辱の意志」が含まれているかどうか

このような差別言動が氾濫する社会状況を突破し変革すべく、決議第一項が採択され、糾弾闘争が展開されたのだが、一方で、決議の意味を十分理解できず、間違った抗議・糾弾が横行したのも事実だった。（例えば、うどん屋で“うどん四つ”と親指を曲げ注文を発したとき、そこに居合わせた水平社同人から糾弾されたという—その時代を生きた人の証言）

それは決議の内容に対する無理解から、つまり「侮辱の意志」の有無の

決定的重要性についての理解不足から起こった由々しき事態で、糾弾闘争の正当性と社会的意義を貶める行為であった。創立大会の水平社宣言や綱領に、なぜ「特殊部落民」とか「エタ」の差別語が使われているのか、その意味が共有されていないことが明らかになった。

水平社宣言や綱領に使われている「特殊部落民」「エタ」の表現は、差別語をもって逆に差別を撃つ、との決意表明であって、被差別部落民として生まれたことを悲観し卑下することを拒否し、差別意識が塗りこまれた差別語を対象化し、投げ返すことを通して差別撤廃を訴えた被差別部落民の矜持であった。水平社宣言にある「犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ」ということである。ここには、1960年代アメリカの公民権運動の中で声高らかに発せられた、「BLACK IS BEAUTIFUL」と同じ精神的基調がある。

4 差別語を使用しているから差別表現なのではない：全国水平社第10回大会(1931年)における決議再確認

くり返すが、表現の中に「侮辱の意志」が含まれているかどうか、抗議・糾弾の判断基準である。1931年の全国水平社第10回大会では、誤った抗議・糾弾とメディアの安易な言い替えや差別問題への忌避を一掃すべく、創立大会の決議第一項の趣旨を再確認し、徹底する提案書を採択している。この提案書は、90年後の今日に至るまで、部落差別のみならずすべての差別問題に共通する、差別語・差別表現を考える上での基礎であり、基本となる考え方(方針)が示されている。少し長いが全文を掲載する。

言論・文章による『字句』の使用に関する件

提出 中央常任委員会

正文 吾々は「字句」の使用に対して明確なる態度を決定す。

理由 この「字句」使用の問題に就(い)ては運動の当初よりの懸案であって、一応は決定されていたのであった。その後の闘争が該問題取扱上に種々のデリケートな、限界のルーズな事もあって、その初期に決定された「侮辱の意志による言動」が閑却された様な形であった。そこでこの「文句」さえ使えば悪いのだとの認識不足な考えが起り、吾々の部落を現わすのに闘争団体の名称である、水平社と呼ぶことが最も安全であるかのごとく心得、平気で代名詞として使用する傾向が現われて来た。その他に於いても如何に必要な

時であっても、ウツカリ文章及言論に表現すると糺弾されるから「アタラズ」「サワラズ」式にとの態度となってこの問題に対する真面目な批判と、発表、通信、研究等を聞くことが出来なかった。吾々は如何なる代名詞を使用されても、その動機や、表現の仕方の上に於いて、侮辱の意志が一身分制的に含まれている時は何等糺弾するのに躊躇しない。然れども、その反対に「エタ」「新平民」「特殊部落民」等の言動を取上げてしても、そこに侮辱の意志の含まれていない時は絶対に糺弾すべきものではないし、また糺弾しない。この点徹底せしめるべく努力せねばならぬ。

ここに見るように、すでに 100 年前、全国水平社は、差別語＝差別表現ではないこと、差別糺弾は「侮辱の意志」を含む表現、つまり「表現の差別性」に対して行われるのであって、差別表現は差別語を使用しているか否かとは直接関係しないことを明確にしている。

今のメディアに決定的に欠落しているのもこの視点であり、1980 年代、自主規制の名のもとにメディアが行った「言葉狩り」（差別語狩り）は、差別語が映し出す差別的実態の隠蔽工作とあってよい。たしかに現象的には、差別語を使用した差別表現が多かった事実はあるものの、抗議・糺弾を行う事案かどうかは、あくまでその表現（場面、文脈）のなかに被差別者に対する「侮辱の意志」が含まれているかどうかであった。

5 出版・映画・演劇差別糺弾方針の確立（全国水平社第 13・14 回大会）

1935 年の全国水平社第 13 回大会では、創立大会以降の差別糺弾闘争を総括している。

差別糺弾に名を借りて金品を要求するなどの事件師的「不正糺弾屋」の一掃と防止に向けた方針とともに、「差別糺弾方針確立に関する件」が提出された。そこでは、小説や映画で取り上げられる差別問題は「社会的影響力が大きい」と指摘した上で次のように述べる。

「吾々は単なる穢多非人の生活描写を問題にするのではなく、常にそれが社会に及ぼすところの影響を考察し、その深さと幅の程度に応じて取扱い問題の範囲を決定すべきである。何んなに露骨な描写であっても、取扱い方の如何によっては寧ろ教育的効果を挙げ得る場合がある。反対に容易に看破され難い一見何でもないと思われる

ような描写であっても、部落の陰惨な生活を暗示しそれが差別観念の助長乃至再生産への役割を演ずると認められた場合は糺弾されねばならない」(全国水平社第13回大会)

さらに1937年の第14回大会では、「出版・映画・演劇差別糺弾に関する件」
として、13回大会での方針をさらに深化させている。

〔二、出版・映画・演劇に於ける差別糺弾の意義〕

「吾々は出版・映画・演劇等に取り扱われたる差別に対して、如何なる基準を以て之を問題視するかは、決して現象形態のみを云々するものではなく、常にそれが被圧迫部落問題との関連において社会に及ぼす影響を正當に考察し、その深さと幅の程度に応じ総合的観点に立って問題の性状と範囲が決定されねばならない。例えば何んなに露骨な描写であっても、取扱ひ方の如何によっては寧ろ進歩的啓発の効果をあげ得る事が出来る(鳥崎藤村氏の破戒や喜田博士の書著述等)。」

〔三、如何に糺弾闘争を戦うべきか〕

「全国水平社の差別問題に対する基本的態度は『抹消主義反対』である。抹消主義とは一言にして云えば、被圧迫部落問題が現に社会的に実在するに拘らず、観念の上だけで之が実在を否認せんとする一体系である。これは仍ち(ママ)言語が意識の表現手段であるに拘らず、名称語字に拘泥して必要な関係語句を封鎖する結果、本問題の進歩的促進を妨害する。次に部落問題解決を客観的に否認するところの『寝た子を起す』(な／筆者註)の考え方を生み出す。凡ての事案は先ず問題として提起される事によって始めて解決に導き得るのであって、この考え方は永久に本問題の解決を妨害する。」

このように、差別表現糺弾の基本方針は、戦前の全国水平社の差別糾弾闘争の中ですでに確立されていることが確認できる。

6 差別語と差別表現の関係

ここで、差別語とは何かについて確認しておきたい。差別語とは、ひとことと言えば社会的差別を受けている被差別マイノリティに対する侮蔑語のことで、歴史的、社会的背景をもち、現実の差別的実態を反映している言葉

である。それゆえ、差別語そのものが、固有の社会的属性をもつ被差別マイノリティを、個人的にも集団的にも傷つけ、蔑み、排除し、侮蔑・抹殺する暴力性をもっている。

強調しておきたいのは、差別語はある、しかし使ってはいけない差別語など存在しないということ。差別語は抹殺すべき対象ではなく、社会の差別意識と差別感情が塗りこめられた差別語を通して厳しい差別の実態を浮き彫りにし、時代の歴史と文化の差別性を衝き、差別撤廃のためにこそ使用される必要がある。差別語を抹殺することは、差別を隠すことに加担するだけで、差別をなくすことには寄与しない。

では、差別表現とは何か。それはくり返し述べてきたように、場面・文脈の中に差別性「侮辱の意思（志）」を含む表現のことで、表現の客観性、社会的性格が問題とされる。

差別表現についてはさらに注意すべき点がある。それは、(1) 差別語の使用 (2) 内容が事実かどうか (3) 悪意があるかどうか、とは直接関係しないということである。具体的な表現事例を挙げてみる。

6-1 差別語を使わなくても差別表現である例

- 「国会は魍魎魍魎が巣くう特殊部落だ」→「国会は魍魎魍魎が巣くう被差別部落だ」
- 「キチガイに刃物」→「統合失調症に刃物」
- 「あいつは何も見えていない、盲（めくら）と一緒にだ」→「あいつは何も見えていない、視覚障害者と一緒にだ」

この三例は、前者が差別語を使用した差別表現で、後者は差別語を使用していない差別表現で、表現の差別性（侮辱の意志）において違いはない。次に挙げる例は、旧社会党左派系の進歩的で革新的と目されていた一人の学者（中島誠）が、かつて所属していた地区の共産党を離党した直後のことに触れ、雑誌に載せた文章。

〈Nさんとは、わたしの共産党離れで、つきあいはなくなりました。あれはふしぎなもので共産党を出ると、道で会っても、むこうさまのほうで、とても困った顔をされるのだ。こっちは平気で元通り、いや、昨日と同じあいさつをしようとおもうのだが、相手は照れくさそうな、もっとはっきりいえば、被差別部落民と出会ってしまったような表情をする。

Nさんの奥さんにかぎらず、そういう人たちがそろいもそろって全く善良な日本人なので、余計こっちは弱ってしまう。)

[中島, 1983:113]

東京・お茶の水にあった総評会館の応接室で抗議の話し合いを持った時、この「進歩的・革新的」学者は、開口一番、「私は部落問題をよく知っている。だから“特殊部落”ではなく、解放同盟が使用している“被差別部落”という言葉を選んで使用した」と言い訳をした。

しかし、“被差別部落”と書こうが“特殊部落”と書こうが、「部落の人間は世間から疎ましく思われ忌避される存在」との社会認識を前提としない限り成立しない表現である。この学者の考え違いは、マスメディアに関わる多くの人たちに共通している誤解でもある。

6-2 合理性と必然性があるか——差別語を使用する場合

被差別団体が抗議・糾弾を行ってきたのは、差別語が使用されているからではなく、差別表現（表現の差別性）に対してであったことを述べてきたが、不必要に意味もなく差別語が使用されている文章も多くあった。（差別語を使用する場合、そこに合理性と必然性があるかないかが重要。）その場合は抗議ではなく、言い替えの要請を行ってきた。著者が故人の場合、言い替えはできないので、注釈ないし“おことわり”などの付記を要請してきた。

〈「特殊部落の子どもとその他の子どもとの間にある差別感をどう取り除くか」ということを議論していた分科会は非常に熱気に満ちていた。〉

[石川, 1961: 90]

これは日教組の教育研究集会を取材した作家のエッセイの一文で、「特殊部落」という差別語が使用されているが、これは差別表現ではない。だが、ここで強い差別語である「特殊部落」を使う合理的理由も必然性もない。出版社（新潮社）を通し、ここは、「被差別部落の子ども」あるいは行政用語だが「同和地区出身の子ども」などに変更してもらえないかと著者に伝えてもらい、誤りを悟った著者の判断で、「被差別部落」と増刷のさいに変更してもらったことがある。これはあくまでも要請であり、抗議ではない。

一方で、厳しい差別の現実を表現するときには、差別・排外感情が塗りこめられ、被差別当事者にとっては怨念と怒りの対象である苛烈な差別語は

欠かせない言葉となりえる。

「昔、ドエッタ（どめくら）と嘲られ差別され悔しい思いをしてきた」

このように語る古老の言葉こそが、差別の厳しい歴史と現実を逆照射し、撃つのであり、差別をなくすためにこそ、差別語は使用される必要がある。

差別語を自主規制して抹殺することは、差別を隠すことに加担するだけで、差別をなくすことに寄与しない。“言葉狩り”とは、マスコミが作った“禁句集”や“言い替え集”などの自主規制行為のことであって、被差別団体が強要したものではない。

差別語を学ぶことは、その言葉に含まれている現実の厳しい差別の実態を知り、その非人間性を許さない意志を獲得することである。苛烈な差別語には怒りの炎が宿っている。

6-3 内容が事実かどうか」とも関係しない（「事実の報道」に隠された差別性）

例① 1997年「神戸連続児童殺傷事件」（「酒鬼薔薇聖斗事件」）

被差別部落への差別意識とともに、部落と犯罪が結びつけられイメージされてきたことは周知であろう。俗に「酒鬼薔薇聖斗事件」と呼ばれたこの猟奇的な事件について、作家の鈴木光司氏が、「事件のあった地区は被差別部落のあったところを造成して団地にしたところ」「容疑者の母親は被差別部落の出身者である」と、講演で発言した。

抗議したところ、鈴木氏から「事件のあった場所が同和地区であり、容疑者の母親が被差別部落の出身者というのは伝聞にもとづいたものであり、調査の結果、事実でなく誤った情報であったことが判明したので、「事実無根の情報流布は、誤解と偏見を招き、差別の再生産につながることであり」とし、反省し、お詫びする」との返事があった。（どのように「調査」したのかも興味あるが、身元調査自体が差別行為であることすらわかっていない。）

鈴木氏の反省文は、「間違った情報だから謝るが、事実であれば問題ない」と受け取れる内容である。問題は、動機不可解な猟奇的な事件と被差別部落（部落民）を関係づける発想に潜む差別性が問われているのであって、事実か否かにあるのではない。事実であろうがなかろうが、猟奇的な事件と被差別マイノリティを安易に結びつける思考に潜在している差別性が批判されているのである。

「猟奇的犯罪の容疑者は部落民である」との差別的風説が流布された例は枚挙にいとまがない。1995年・オウム真理教事件では、麻原彰晃こと松本智津夫の在日韓国人説や被差別部落出身説が流された。ジャーナリストの中島渉氏は噂の出処を検証し、記者たちが取材すらせずにデマを拡散させた事実を明らかにしている（中島渉「麻原彰晃・出生の謎」『宝島30』1995年12月号、宝島社）。同様に1999年・音羽“お受験”殺人事件の被疑者、京都伏見小学生殺人事件（「てるくはのる」事件の自殺した被疑者）でもまことしやかに流され、記者たちは部落出身者かどうかの裏取り取材を行っている。

先の「神戸連続児童殺傷事件」では、ジャーナリスト鴛信彦氏が、テレビの報道番組（TBS「ブロードキャスター」1997年6月7日放送）で、犯人は在日コリアンだと断定的に語り、在日コリアンの人権団体から抗議され謝罪している。また、2010年の鳥取連続不審死事件の女性被疑者についても、事件報道の裏では同様の動きがあった〔北原，2012:124-127〕。（被疑者の子どもが通う児童館職員の抗議を受け、雑誌掲載は中止されたものの、北原みのり氏は被疑者の出身と事件を結びつけた上で、2009年の「結婚詐欺・連続不審死事件」の被疑者・木嶋佳苗と似る「毒婦」として描こうとしていた。）

くり返すが、動機不可解な猟奇的事件と、社会的差別を受けている被差別マイノリティ（被差別部落民、在日韓国・朝鮮人、精神障害者など）を結び付ける差別性に無自覚なマスメディア関係者が多い。たとえ事件の被疑者が被差別マイノリティであったとしても、事件と関連づけてその社会的属性を明らかにする必要は、全くない。

差別とは、社会的属性に否定的価値のレッテルを貼り、ステレオタイプ化することを通じて予断と偏見を植え付け、特定の属性を持つマイノリティ集団が意図的に排除・忌避・抑圧・制限・軽蔑・攻撃の対象とされ、基本的人権（市民的権利）を侵害され社会的に不利益を被る状態をいう。

例② 『週刊朝日』橋下徹・大阪市長に対する出自報道（2012年）

「ハシタ 奴の正体」「ハシタ 橋下徹のDNAをさかのぼり 本性をあぶり出す」（2012年『週刊朝日』連載第一回のタイトル）との大見出し。橋下徹・大阪市長をめぐる出自報道では、その前年にも『週刊新潮』と『週刊文春』が同様の差別事件を起こしている。その見出しは、前者が〈「同和」暴力団の渦に吞まれた独裁者「橋下知事」出生の秘密〉で、後者が〈暴力団員だった父はガス管をくわえて自殺、橋下徹42歳 書かれなかった「血脈」〉だった。この三誌のリードに共通しているのは、橋下徹氏の政治的に「苛烈

な言動」の背景には、被差別部落出身という隠された生い立ちがあり（スキャンダリズム）、それを暴露し感情的に煽る（センセーションリズム）ところにある。『週刊朝日』は、もっとストレートに「DNA」「血脈」＝被差別部落とし、優生思想的ですらある。（名前の“橋下（はしもと）”を“ハシシタ”と表記することの差別性についてはここでは触れない。）

『週刊朝日』の記事を書いたノンフィクション作家・佐野眞一氏は、差別記事と批判されたとき、「私は間違っただけだ」と雑誌で反駁している（『創』2013年1月号）。事実かどうかの問題ではなく、アウトイングそのものが差別行為であることが全く理解されていない。『週刊新潮』『週刊文春』が1年前に起こした差別表現事件と全く同一の内容であるにもかかわらず、なぜ『週刊朝日』が同じ過ちを犯したのか。ひとことで言って、『新潮』『文春』への抗議は形ばかりで、抗議糾弾の体を為していなかった。橋下氏への政治的批判を優先させる政治主義的方針により、社会的差別糾弾闘争として取り組まれていない。抗議・糾弾の是非を政治的に判断する愚を犯している。[宮崎・小林, 2012:134-148]

例③ 事件報道との関係で注意すべき表現——精神科への通院歴報道

2013年10月4日付・朝日新聞社会面「2歳 河原で暴行死 容疑者の父逮捕 京都・綾部」との見出しのもと、「男は病院の精神科に通院していたという。府警は刑事責任能力の有無を調べる」との記事。ここでは、社会的属性と事件を結び付ける報道の背後にある記者自身の差別意識が問われている。「精神科への通院歴」が事実だとしても、なぜわざわざ書く必要があるのか。容疑者には、内科、眼科、耳鼻咽喉科など様々な通院歴があるだろう。いろいろある通院歴の中で、なぜ精神科だけを取り上げ記事にするのか。そこには、精神障害者は何をかわからない危険な存在という記者個人の刷り込まされた差別意識が吐露されている。このような記事によって精神障害者に対する差別意識が拡散され、社会防衛として隔離病棟に閉じ込められるのである。被差別部落をはじめ、社会的差別を受けている被差別マイノリティと、動機不明の不可解な猟奇的犯罪事件とを安易に結びつける思考に潜む差別意識に気づくことが、マスコミ関係者に求められている。

6-4 「悪意があるかどうか」とも関係しない（主観的な悪意と差別表現の関係）

500件近くメディアにおける差別表現問題に取り組んできたが、ほぼ9割以上が、「ついうっかり、そうとは知らずに、何気なく」差別表現をしてしまった、という事件だった。つまり、目的意識をもって差別表現が行われた例は、ほとんどなかったといってよい。

2007年に亡くなった作詞家で小説家の阿久悠さんの東京新聞連載「この道」（1984年12月10日付夕刊）に、「士農工商代理店」のタイトルで、「広告代理店は自ら『士農工商代理店』と蔑むほど立場が弱かった」と記述。典型的な「士農工商〇〇」の自虐的差別表現だが、抗議に対して東京新聞から、阿久悠さんが連載の最終回でお詫びの文章を書きたいとの連絡がくる。最終回（12月28日夕刊）のタイトルは「冬の墓」。その後半に書かれた文章。

「(前略) ぼくは、今、その寡黙な父の教えの中でも、一番心にしみているはずの“人のいたみ”ということに関して重大なあやまりをおかしてしまった。十分な認識を持っていたつもりでありながら、他者を誹謗するつもりはない、あくまでも、自身の経験の中でのこと、自分のこと、という考えが配慮を欠く結果につながり、多くのご迷惑をかけることになったことを深く反省しているのである。人を尊敬し愛すること、人を見つめること、人のいたみに深くふれ合うこと、そして、自らの才を謙虚に正すこと、多分、何も言わないまま激動の昭和の、権力と庶民の接点の部分であえぎながら一生を送り、寡黙にならざるを得なかった父はそう言うに違いない。(後略)」。

この文章の後に、東京新聞の反省と謝罪が具体的に述べられていた。兵庫県淡路島出身の阿久悠さんが「士農工商代理店」と表現した時、部落差別を助長するつもりも、部落に対する悪意の一片もないことは明らかであった。部落問題についての知識もあると思われる、これだけの知性と感性を持つ人でさえ、無意識に差別表現をしてしまうことの怖さがある。

7 テレビ番組の差別表現事件——生放送でゲストが発言

テレビで差別表現（発言）がなされた場合、まず重要なのは、発言主体は誰かということの確認である。テレビ局のアナウンサーや職員が発言した場合、メディア媒体としての社会的責任に加え、テレビ局の企業体質も追及の対象となり、コンプライアンスではなく、差別・人権問題に対する理解と認識度が問われる。この場合、それが生番組中でのことか、録画編集した映

像であるかに関わらず、厳しく追及される。しかし、過去抗議した多くの例が示しているように、圧倒的に多いのが、生番組に出演しているゲストの差別表現（発言）である。

その場合、確かに差別発言を放送した局の社会的責任は免れないものの、番組中にきちんとしたお詫びと訂正がなされれば、局の責任は問われない。むしろ、差別発言を契機に差別問題に対する社会啓発を行ったとみることもできる。例を挙げておきたい。

○ NHK『あさイチ』生放送中の差別発言（2015年5月22日）

この日、ゲスト出演していた俳優の市原悦子さんが、「日本昔ばなし」に登場する「やまんば（山姥）」の魅力について、「私の“やまんば”の解釈は、世の中から外れた人。たとえば『かたわ』になった人、人減らしで棄てられた人、外国から来た『毛唐』でバケモノだと言われた人」と語る。この場面で「かたわ」「毛唐」という差別語を使用して表現する社会的必要性も合理的理由もない。「障害をもつ人」「肌の色や目の色の違う異国人の人」で十分。

生放送中の出来事だったが、番組の終盤でメインキャスターの有働由美子アナが、「さきほどのコーナーで『かたわ』『毛唐』という発言がありました。身体の不自由な方、外国人の方を傷つける言い方でした。深くお詫びします」と、お詫びと訂正を行った。

ここで重要なのは、「かたわ」「毛唐」という発言を指摘した上で、その言葉（差別語）の意味する差別性も含めてお詫びと訂正を行ったことである。それまでは、生番組中に同様の差別発言があったとき、多くのテレビ局が「さきほど番組内で不適切な表現（発言）がありましたが、お詫びして訂正します」ですませていた。何が、どう不適切だったのかを具体的に語ることで、問題の顕在化がなされ、それによって啓発効果が期待できるのである。

ところが、同じゲストの発言であっても、次にみる事例のように、それが録画された映像である場合は、局の責任は重大なものとなる。

8 テレビ番組での差別表現事件——録画編集された映像

○ 日本テレビ「スッキリ」のアイヌ民族差別の悪質さ（2021年3月12日）

動画配信サービス Hulu の番組紹介コーナーで、アイヌ女性のドキュメンタリー「アイヌ、私の声」を紹介した直後に、お笑い芸人・脳みそ夫が、「この作品とかけまして動物を見つけた時ととく。その心は、あ、犬」と謎かけをした差別事件。「あ、犬」というアイヌ民族を動物に喩えて嘲る典型的か

つ古典的な差別発言で、放送直後から SNS などで批判の声が巻き起こり、日テレに抗議が殺到した。

日テレは、その日の夕方のニュース番組の中で謝罪し、翌週の「スッキリ」の番組冒頭で、「この表現が差別にあたるという認識が不足していた」と全面的に謝罪。お笑い芸人・脳みそ夫も自身のツイッターに「勉強不足を痛感」と直筆文章で謝罪。

この時点では、この「あ、犬」発言が、脳みそ夫による生番組中のアドリブと思われていたのだが、実はこの台詞は、番組の担当ディレクターが考えた台本にあり、録画映像だったことが発覚（『週刊現代』4月3日号）。さらに脳みそ夫は当初この台詞に懸念を示していたが、担当プロデューサーは対応せず、結果、脳みそ夫だけが批判される事態となっていた。

生放送か録画映像かでは、責任の所在が決定的に違う。今回のようにゲストの発言であったとしても、録画映像の場合、責任の所在は第一義的に局側にある。

例えば、アイヌ民族差別発言が生放送中での脳みそ夫のアドリブであったとすれば、その場で即座に対応し「不適切な発言」などの抽象的な言い回しではなく、何がどう差別的で問題なのかをきちんと視聴者に説明して謝罪することができれば、局は社会的責任を果たしたことになり、関係団体から抗議を受けることもない。むしろ差別をなくすための積極的啓発行動として評価されるべき対応とあってよい。

しかし、今回の事件は録画映像での差別発言であり、また脳みそ夫が考えた台詞でもなく、台本があったことが事実だとすれば、全面的に局側に責任がある極めて悪質な差別表現事件とあってよい。しかもアイヌ民族に対する典型的な侮辱表現であるにも関わらず、局側に誰一人として問題点を指摘する関係者がいなかったことは、局の人権感覚の劣化を示して余りある。徹底的に局の差別体質を追及することが求められている。（日テレは、2017年大晦日放送『ダウンタウンの笑ってはいけない!! 24時』での浜田雅功の黒塗りメイク事件で黒人差別と抗議されたにも関わらず、謝罪も反省もせず、翌年1月に再放送している。）

今回のアイヌ民族差別事件は、日テレだけでなく、日本のテレビ局全体の差別・人権問題に対する認識レベルの低さを示している。

その後、8月26日の「スッキリ」で検証番組が30分にわたって放送されたが、全体に7月21日に出されたBPO（放送倫理・番組向上機構）の検証委員会報告書に沿った内容で、新味はない。ところが、「あ、犬」の台詞については直接的な表現を避け、「アイヌ民族の名前を動物に喩えるコメント」

としている。二次被害を回避するための配慮とのことだが、差別表現問題の理解が浅いと言わざるを得ない。

9 不適切とされた梅沢富美男発言(フジTV「バイキング」2019年1月16日)

現在のテレビ業界の、差別語・差別表現の認識水準を端的に示した事例をあげよう。番組では、スーパー銭湯などでの地道な活動から紅白に出場するまでになった歌謡コーラスグループ“純烈”について、ゲストの梅沢富美男氏が、次のように自己の体験を語った。

「俺も温泉センターで仕事したことは何回もある」「(自分も)差別だっていっぱい受けたからね。ドサ回りの役者だとか、乞食役者だとかさ」

この発言に、司会の坂上忍氏と局アナの榎並大二郎氏が、「乞食役者」との言葉には言及せず、抽象的に「不適切な発言がありました」と番組内で謝罪。梅沢氏は「誰がグチグチ言っているのか」と逆ギレするも、一応謝罪に応じた事件。全く不適切な発言でもなく、そのまま番組を進行しても何ら問題ない。「乞食役者」の言葉に敏感に反応したのであれば、司会者などが、「梅沢さんもドサ回りの役者とか、乞食役者などと酷い差別的な言葉を浴びせられ苦労したんですね」と、あえてフォローすることで何の問題もない。この事件は、現下の差別語・差別表現に対するマスメディアの認識不足の典型例といって差し支えない。

10 地対協「意見具申」(1986年)路線による糾弾拒否事件：1987年『卓球レポート』(株式会社タマス)

卓球用具専門会社「(株)タマス」が発行する月刊誌『卓球レポート』(1987年6月号)に、次のような典型的な部落差別表現記事が載る。

「…折角小・中学校のころ芽生えた素質が、高校運動部という独特の伝統に支えられた特殊部落に入って、のびのびと育てられぬことが多い」[中条, 1987:36-37]

執筆者の中条一雄氏は、それ以前にも『原爆と差別』の中で、同様の「特殊部落」表現¹⁾で抗議を受けていた人物で、確信犯的な記述であった[中条

, 1986:82]。

タマス社に抗議したところ、話し合いの場に出席することを拒否し、東京法務局に助けを求め、その指導の下、解放同盟からの抗議を一貫して無視する態度をとっていた。

タマス社の話し合い拒否の背景には、前年に出された地域改善対策協議会（地対協）の「意見具申」の影響が見てとれた。タマス社に助けを求められた東京法務局は、民間運動団体の糾弾を否定する「意見具申」のモデルケースにする意図もあり、積極的にタマス社をかばっていた。この地対協の「意見具申」は、後に出される、1996年の地対協「意見具申」や「啓発推進指針」につながるもので、「一般行政への円滑な移行」や「民間運動団体の確認・糾弾」を否定し、「差別事件は、司法機関や法務局等の人権擁護のための公的機関による中立公正な処理にゆだねる」（1986年「意見具申」）ことが強調されていた。このようなタマス社の誠意のない対応と東京法務局の腹黒い意図を見抜いた糾弾闘争本部は、差別表現事件としては前例のない、東京・南阿佐ヶ谷にあるタマス社に対する抗議デモと本社前抗議集会を敢行した。

さらに、中央本部から各県連に各地の教育現場での取り組みを要請する通達を出し、タマス社に対し、徹底糾弾を展開した。タマス社は、本業の卓球用品が全国の学校体育現場から締め出される事態に至って、中央本部に泣きつき、東京法務局の指導を拒否し同盟の糾弾を受け入れることとなったが、差別表現事件史上まれにみる抗議・糾弾闘争だった。差別事件に対しては、居直りと言い逃れを絶対に許さない姿勢が重要である。まさに「糾弾は解放運動の生命線」なのである。

近年は、差別事件が起きたとき、行政に対応を要請することが多いが、それこそ地対協「意見具申」と「啓発推進指針」の路線であるといっておきたい。ちなみに2016年自民党の二階幹事長が提出し成立した、罰則規定も救済規定もなく実効性に乏しい「部落差別解消法」の附帯決議・第一項には次のように記されている。

「一、（前略）過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。」

11 ヘイトスピーチと差別表現の違い

マスメディアの差別表現への抗議・糾弾のとりくみが弱まる中で、被差別マイノリティに対するむき出しの差別とヘイトスピーチが表出してきた。

では、ヘイトスピーチは、今までの差別表現と何が違うのか。まずヘイトスピーチを多くのマスメディアが「差別表現」「憎悪表現」などと翻訳しているが、この点からして間違っている。ヘイトスピーチは、人種差別撤廃条約や国際人権規約に記されている「人種的優越主義に基づく差別・憎悪宣伝・扇動」に当たる。それゆえ「差別的憎悪扇動」と訳すべきである。ヘイトスピーチと差別表現一般とは、社会的差別を受けているマイノリティに対する差別言動という点は同じだが、決定的な違いは、主観的、確信的差別煽動行為、つまり悪意をもった攻撃性と目的意識性にある。それゆえヘイトスピーチは、国際人権法が規定しているように、ヘイトクライム（差別的憎悪犯罪）の一形態であり構成部分と理解すべき。

筆者が1980年から取り組んできたのは、差別表現に対する抗議であったが、資本主義の本質がむき出しになる新自由主義のもと、1990年代後半には被差別マイノリティに対する敵意と排外主義が主にネット上で表出した。ネオリベラリズムは1970年代に始まっていたが、部落問題においてそれが明白になったのは、1986年の地対協「意見具申」および1996年「啓発推進指針」である。[小早川, 2018: 225-235]

差別表現ではなくヘイトスピーチが蔓延する契機には、SNSの爆発的拡がりがあるが、国会議員までもがヘイトスピーチをまき散らすに至るのは、「自己責任」論と「生産性」による排除によって、生活保護受給者、路上生活者などの困窮者と被差別マイノリティへの憎悪を煽り、攻撃対象とする国家のイデオロギー操作が背景にある。

その象徴と言えるのが、自民党衆議院議員・杉田水脈の「LGBT」に対するヘイトスピーチを雑誌に掲載した事件である。出版業界における最大のヘイトスピーチ事件である。

12 出版業界におけるヘイトスピーチ事件

〈「LGBT」支援の度が過ぎる〉との見出しで、LGBTの人たちを誹謗中傷した、差別表現ではなくヘイトスピーチ記事は次のように書かれていた。

「例えば、子育て支援や子供ができないカップルへの不妊治療に税金を使うというのであれば、少子化対策のためにお金を使うという大義名分があります。しかし、LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか。彼ら彼女らは子供を作らない、つまり『生産性』がないのです。」[杉田, 2018:58-59]

度し難い差別記事に対し、自民党本部前をはじめ、発行元の新潮社にも抗議デモが行なわれる事態となった。結果、新潮社は『新潮 45』の休刊を決めたものの、執筆者の杉田水脈は全く反省せず、自民党も一切処分を行わなかった。自民党の衆議院議員・谷川とむに至っては、「同性愛は趣味みたいなもの」との暴言を吐く始末。(2021年6月、自民党が法案提出予定だった「LGBT理解増進法」が、党内の反対で棚上げされ提出が見送られた。そのさい、反対した自民党衆議院議員の築和生は「道徳的にLGBTは認められない…、人間は生物学上、種の保存をしなければならず、LGBTはそれに背くもの」との驚くべき優生思想的差別煽動意見を吐いている)。

この「生産性がない」は、LGBTの人たちのみならず、障害者、高齢者、難病患者など社会的困難を抱えている人たちに対するヘイトスピーチでもある²⁾。「生産性」による排除こそ、資本主義制度の本質をむき出しにした差別とってよい。

この言論の暴走を“表現の自由”の名のもとに規制せず放置すれば、必ず肉体の抹殺に至ることは歴史が証明している。ナチス・ドイツによるユダヤ人、ロマ(日本では「ジプシー」と差別的に呼ばれている)、精神障害者と同性愛者に対するホロコースト、関東大震災時の朝鮮人虐殺など、このような残虐な行為の導火線としてヘイトスピーチがあったことを忘れてはならない。

13 ヘイトスピーチに表現の自由はあるか

2009年12月4日、京都朝鮮第一初級学校校門前でのレイシスト集団「在特会」らの差別排外主義の街宣行為に対し、京都地裁は「著しく侮辱的な発言を伴ない、人種差別撤廃条約が禁ずる人種差別に該当する」との判決を下した。同時に判決では、ヘイトスピーチを「表現の自由」と主張した在特会の訴えを一蹴している点も注目に値する。その後、2014年7月、大阪高裁が在特会側の控訴を棄却して同地裁判決を維持。2014年12月9日、最高裁は「ヘイトスピーチは人種差別」と認定する。

いまだかつて被差別運動団体が差別表現に対して法的規制を求めたことは一度もない。法的規制を求めているのは、ヘイトクライム(差別的憎悪犯罪)と地続きのヘイトスピーチ(差別的憎悪煽動)に対してである。憲法21条が謳う「表現の自由」は、基本的人権の根幹をなす権利である。しかし、「表現の自由」は内在的に他者の人権を侵害し、傷つける行為を許容していない。「朝鮮人・韓国人を殺せ」「エタは人間ではない」などの戦慄すべきヘイトス

スピーチが表現の自由の範疇でないことは言うまでもない。差別表現問題にきちんと向き合い、マスコミに対する働きかけを行うことは、ヘイトスピーチに対する防波堤を築くことになる。そして2016年、理念法だが「ヘイトスピーチ対策法」が成立した。

14 終わりに——差別と排外主義が強まる中で差別表現糾弾の意義を再び問い直す

差別表現事象を含め、差別糾弾闘争にとって大きな転機となったのは、2013年9月11日、自民党総務会で発せられた、麻生太郎（現・副総理兼財務大臣）の野中広務氏に対する部落差別発言について、部落解放同盟として全く抗議も糾弾もしなかった（為しえなかった）事件であろう[小林, 2015:12-14,224-227]。その後の度重なる麻生太郎の差別発言³⁾を見るまでもなく、札付きの差別者を野放しにしてきた罪は重い。権力と闘うのではなく迎合する今の解放同盟中央の姿勢の中に、「糾弾は解放運動の生命線」との思想はない。今、テレビ・新聞・出版、そしてネット上での差別事象に対して精力的に闘っているのは、ヘイトスピーチに対するカウンター行動などを行っている一般市民であり、アメリカから起こったBLM運動と意識的に連動している人々である。既存の反差別運動団体の姿を闘う現場で見ることはほとんどない。部落差別撤廃を掲げた全国水平社創立から来年で100年を迎える。しかし、部落差別はいまだ厳しい現実がある。100年を経て、なくなったのは差別ではなく解放運動であったと言われるのは情けない限りである。

校註

- 1) 「被爆40年というが、ぼくは原子力40年だと思う。いまの核状況の中でヒロシマの役割は何か。……もちろん二世の健康問題も大切です。差別が同和のような特殊部落ようになっても困ります。肉体的に何か欠陥があるかのようにみんなに誤解され、それが劣等感になっていけない。」(『原爆と差別』82頁)
- 2) 2016年7月26日未明に起きた戦後最悪のヘイトクライム(差別的憎悪犯罪)・相模原障害者殺傷事件(19名殺害、重軽傷者27名)の容疑者・植松聖はナチス・ヒットラーの優生思想に心酔しており、「重複障害者がいなくなれば国家の経済的負担が軽くなる」「障害者は『生産性』がなく不幸を作ることしかできない」と犯行の動機を述べている。
- 3) 麻生太郎副総理は2013年7月29日、東京都内で行われた自民党麻生派研修会の講演で、憲法改正をめぐり、「ワイマール憲法はいつの間にか変わっていた。誰も気がつかない間に変わっ

た。あの手口を学んだらどうか」と発言

文献

小林健治, 2016, 『最新 差別語・不快語』 にんげん出版.

中島誠, 1983, 「成城ー〈消費資本主義の夢を喰うお邸町〉」, 『現代の眼』 3月号, 現代評論社. 113頁,

石川達三, 1961, 『人間の壁』 下巻, 新潮文庫

北原みのり, 2012, 「北原みのりが見た鳥取連続不審死事件」, 『週刊朝日』 10月12日号, 朝日新聞
出版.124-127頁

宮崎学・小林健治, 2012年 『橋下徹現象と部落差別』, にんげん出版.

中条一雄, 1987, 「スポーツ時々刻々」『卓球レポート』 6月号, 株式会社タマス

中条一雄, 1986, 『原爆と差別』 朝日新聞出版.

小早川明良, 2018, 『被差別部落の真実』 にんげん出版.

杉田水脈, 2018, 「『LGBT』 支援の度が過ぎる」『新潮45』 8月号, 新潮社.

小林健治, 2015, 『部落解放同盟「糾弾」 史—メディアと差別表現』 ちくま新書.

(こばやし・けんじ にんげん出版代表)